

第14回藤沢市石綿関連疾患対策委員会 次第

日時 2019年12月20日(金)
(令和元年)
18時00分から
場所 藤沢市役所本庁舎 5階
5-1会議室

- 1 令和元年度浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診の結果等について
- 2 藤沢市石綿関連疾患調査・認定部会の経過及び補償・給付案について
- 3 その他

藤沢市石綿関連疾患対策委員会委員名簿

NO	氏名	氏名（読み）	選出母体	職名	出欠
1	村山 武彦	むらやま たけひこ	東京工業大学（教授）	学識経験者	出
2	永倉 冬史	ながくら ふゆし	中皮腫・じん肺・アスベストセンター	学識経験者	欠
3	名取 雄司	なとり ゆうじ	ひらの亀戸ひまわり診療所	医師	出
4	吉村 信行	よしむら のぶゆき	藤沢市医師会	医師	出
5	塩見 和	しおみ かず	北里大学病院呼吸器外科	医師	出
6	清水 朋子	しみず ともこ	神奈川県臨床心理士会	臨床心理士	出
7	牛島 聡美	うしじま さとみ	東京弁護士会	弁護士	出
8	久保 博道	くぼ ひろみち	神奈川県弁護士会	弁護士	出
9	赤堀 葉子	あかぼり ようこ	浜見保育園関係者	市民	出
10	湊 真紀子	みなと まきこ	浜見保育園関係者	市民	出

浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診の結果について

1 胸部X線読影結果

検診年度	案内通知人数	検診対象者の在園期間	胸部X線読影会 実施日	読影 実施人数	読影結果内訳				
					異常なし	正常範囲内	所見あり 精密検査不要	次年度の検診 受診推奨	要精密検査
2018年度	177 (申出含む)	昭和47年4月～60年2月	2019年3月22日	71	17	39	7	6	2
2019年度	188 (申出含む)	昭和47年4月～60年2月	2019年11月1日	33	25	4	2	0	2
	71	平成11年度		9	9	0	0	0	0

2 胸部CT読影結果(要精密検査)

検診年度	検診対象者の在園期間	胸部CT読影会 実施日	読影 実施人数	読影結果内訳		
				問題なし	要観察	要医療
2018年度	昭和47年4月～60年2月	2019年4月26日	2	2	0	0
2019年度	昭和47年4月～60年2月	2019年11月29日	2	1	1	0
	平成11年度		0	0	0	0

浜見保育園園児 把握状況

2019年12月10日時点

区分	期 間	状 況	①園児数 (概数)	②2019/12/10 台帳登録人数		③2019/12/10 通知可能人数	④2019/12/10 返戻	把握率(%) ③/①	⑤2019/12/10 見舞金申請者	見舞金申請率 (%) ⑤/①
				入園/退園						
期間A	昭和47年 4月～昭和59年10月	吹き付けアスベスト	480人	AA AB AC	318人	188人	130人	39%	134人	28%
期間B	昭和59年11月～昭和60年2月	改修工事		BB BC						
期間C	昭和60年3月～平成11年3月	囲い込み	353人	CC	33人	25人	8人	7%	0人	見舞金対象外
期間D	平成11年4月～平成16年3月	雨漏り	202人	CD DD DE DF	220人	180人	40人	89%	119人	59%
期間E	平成16年4月～平成18年2月	雨漏り・天井外し等	68人	EE EF EG	71人	56人	15人	82%	38人	56%
期間F	平成18年3月～平成19年8月	囲い込み	60人	FF FG	55人	29人	26人	48%	0人	見舞金対象外
期間G	平成19年9月～	アスベスト除去後		GG						
計			1163人	AA ～GG	697人	478人	219人	41%	291人	48%

* 入退園年度が不明な場合は、生年月日などから推測

期間	区分	園児数 (概数)	連絡を取ることができる方
期間A・B・D・E	見舞金対象	750人	424人
期間C・F・G	見舞金対象外	413人	54人
		1163人	478人

藤沢市石綿関連疾患調査・認定部会の経過等について

1 会議開催経過

(1) 第4回

2019年9月20日(金)

18時02分から20時25分まで

藤沢市役所本庁舎5階 5-3会議室

(2) 第5回

2019年10月21日(月)

17時57分から20時37分まで

藤沢市役所本庁舎5階 5-1会議室

(3) 第3回

2019年11月25日(月)

18時01分から20時39分まで

藤沢市役所本庁舎5階 5-3会議室

2 議事概要

(1) 第4回

第13回委員会での意見を踏まえ、部会の名称を変更した。

園児に対する補償・給付の内容について検討し、要領案の体裁や関連様式などについて確認した。

また、市職員の受付対応マニュアル骨子案についても確認し、今後内容を調整することとなった。

(2) 第5回

引き続き、要領案及び関連様式について確認し、規定の内容等について確認した。

併せて、市職員の受付対応マニュアル素案についても確認し、今後担当課にて確認し、調整していくこととなった。

(3) 第6回

これまでは要領案等を基に議論していたが、委員会へ諮ることなども鑑み、フロー及び内容一覧にて議論を行った。

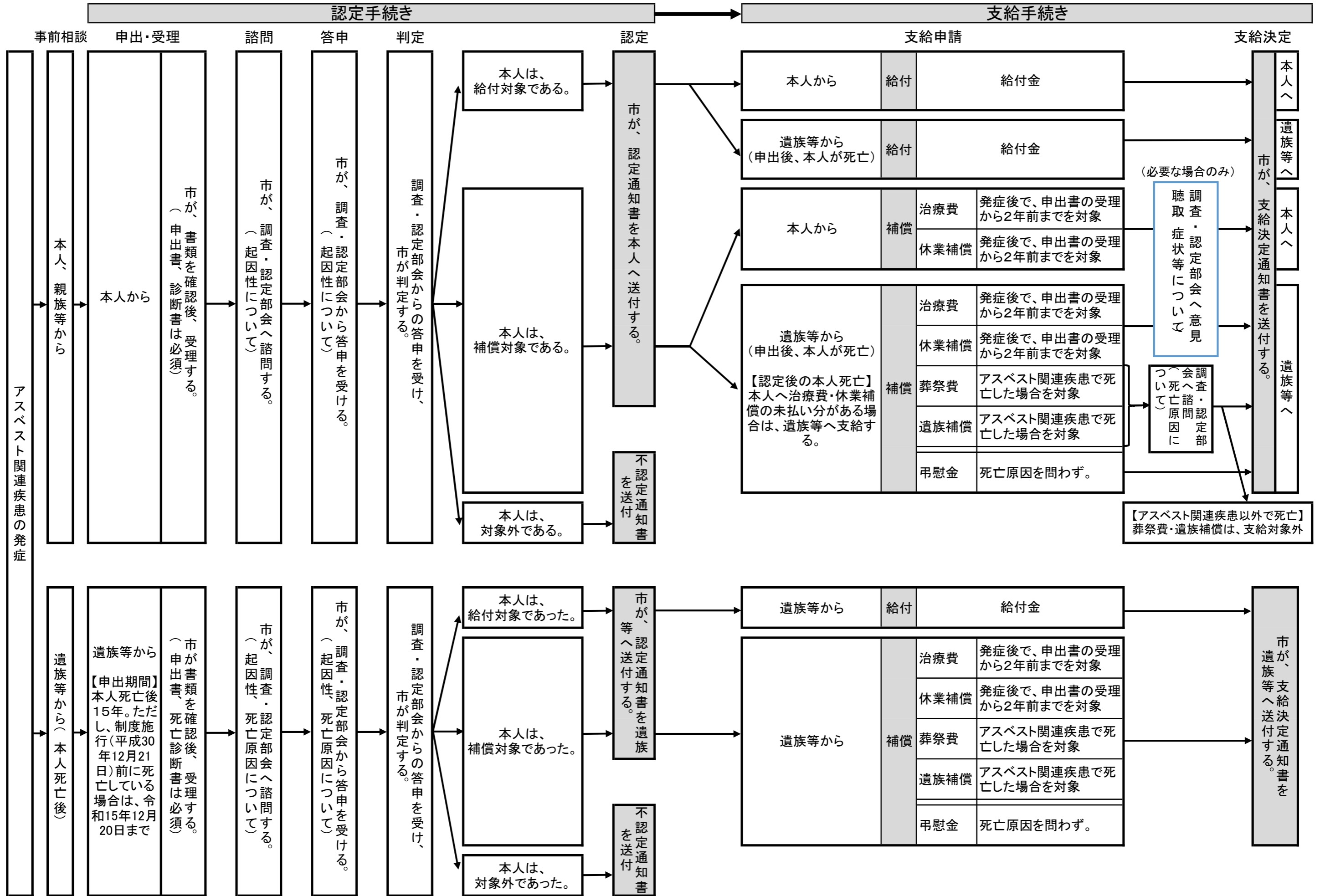
IARCが認める疾患に関する資料等の確認を行った。

市職員の受付対応マニュアル素案及び付随するQ&Aについて確認し、今後更に調整していくこととなった。なお、これに関する職員研修の実施についても確認した。

3 次回開催予定

2020年1月27日(月) 18時00分から

以上



アスベスト関連疾患の発症

園児アスベスト健康被害対策補償・給付内容一覧(案)

	給付	補償				
	給付金	治療費	休業補償	葬祭費	遺族補償	弔慰金
支給対象	(要件1) 次の期間に在園し、アスベスト関連疾患を発症した者 ①昭和47年 4月～昭和59年10月 吹付けアスベストの露出期間 ②昭和59年11月～昭和60年 2月 改修工事期間 ③平成11年 4月～平成16年 3月 雨漏り期間(在園期間が1年以下の場合を除きます。) ④平成16年 4月～平成18年 2月 雨漏り期間で、天井板外し等を行った期間					
	(要件2) 上記の者で、当該アスベスト関連疾患と浜見保育園在園との起因性は認められないが、他の発症原因が考えられないもの	(要件2) 上記の者で、当該アスベスト関連疾患と浜見保育園在園との起因性があるもの				
支給内容	1,000,000円 (一時金)	1 アスベスト関連疾患に係る診療、薬剤又は治療材料の支給並びに処理、手術その他の治療のために医療機関等に支払った自己負担分相当額 2 通院及び移送に際し、現実に支出した費用相当額 (注) 1については、補償対象者の高額療養費の自己負担限度額を上限とします。 (注) アスベスト関連疾患発症後、かつ、申出を受理した日の2年前以降が支給対象となります。	「給付基礎日額」 × 「アスベスト関連疾患によって労働することができない程度又は日常生活に著しい制限を受ける程度の心身の状態にある日数」 (注) アスベスト関連疾患発症後、かつ、申出を受理した日の2年前以降が支給対象となります。	「315,000円」+「給付基礎日額の30日分」 又は 「給付基礎日額の60日分」 の額の大きな方(一時金) (注) アスベスト関連疾患によって、補償対象者が死亡した場合に限ります。	給付基礎日額の1000日分 (一時金) (注) アスベスト関連疾患によって、補償対象者が死亡した場合に限ります。	3,000,000円 (一時金) (注) 補償対象者が死亡した場合に限ります。

【給付基礎日額】

厚生労働省の賃金構造基本統計調査報告の平均賃金(月額。全労働者の性別及び年齢別。70歳以上は2分の1とします。)に12を乗じて365で除して得た額の80%相当額とします。

【他制度との調整】

治療費と葬祭費は、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に基づく補償制度の適用を受ける場合は、支給額の調整を行います。